湖南市こどもの居場所づくり事業業務委託仕様書

湖南市がこどもの居場所づくり事業に係る業務を、事業者等（以下「受託者」という。）に委託するにあたり、必要な事項は以下のとおりとする。

１．事業内容

湖南市こどもの居場所づくり事業実施要領に基づき、地域に全てのこどもが安心して過ごせ、こどもが自由に行くことが出来る居場所を開設し、以下のア～キに定める業務を基本として全て実施すること。

また、その他の業務は、運営者の工夫により任意で実施することとし、こどもが行きたいと思えるような居場所となるよう充実を図ること。

ア　夏休み期間中にこどもが自由に行くことのできる居場所の開設

イ　居場所となる施設等の安全管理および衛生維持管理

ウ　居場所となる施設等に付属する備品等の管理

エ　開設した居場所の広報に関する業務

オ　こどもの来所・退所の管理

カ　遊び等を通じたこどもの見守りや居場所の提供

キ　市が行う本事業の検証への協力や検証に必要な来所者へのアンケート実施とその集計（アンケートの内容は市と協力して決定すること。）

その他

・宿題などの学習の見守り、週１回程度開催するイベント、食事やおやつの提供など、受託者の工夫により実施すること。

・こどもは無料で過ごせるものとし、イベントや食事の提供に関しては実費相当分など低廉な金額を徴収することも可能とする。

・事業実施にあたり、賠償保険等に必ず加入すること。

・市の広報やその他媒体に活動している様子の写真や動画を掲載してもよいか事前に許可を取ること。

２．委託期間

令和６年６月１日から令和６年10月31日

３．業務実施日及び実施期間

　　湖南市内小学校の夏休み期間（７月20日～８月31日）とし、平日において25日以上開所する。

開所の時間は午前９時から午後５時までの間の７時間以上とする。

但し、やむを得ない事情の場合はこの限りではない。

４．実施場所

①石部コミュニティセンター和室※20名程度の定員

②水戸コミュニティセンター和室※30名程度の定員

５．職員配置

居場所を開所する時間において、必ず１名は、以下の①～④のいずれかに該当する者を配置するものとする。またイベント開催時などは必要に応じてボランティアスタッフなどを増員し、見守る人の目を増やし安全に配慮すること。

①　保育士・幼稚園教諭・教員の免許を有する者

②　放課後児童支援員・児童厚生員・子育て支援員・他類する資格等を有する者

③　幼稚園・保育所等・学童保育所・学校等でこどもに接する業務経験を有する者

　④　地域でこどもに接する業務経験を有する者

上記に関わらず、こどもの怪我などに対する応急処置等を習得するなど、こどもの安全に配慮した活動ができるように努めること。

６．その他指示事項

ア．受託者は、委託期間が終了したときは、湖南市こどもの居場所づくり事業実績報告書（別記様式）に実施状況報告、事業決算書（抄本）を添えて速やかに市に提出すること。

イ．その他、契約条項は湖南市契約規則による。

７．その他詳細については湖南市子ども政策課から指示する。